

賃上げ 2割どまり

障害福祉施設ヘルパー

厚生労働省調査

厚生労働省は3月30日、障害福祉サービス施設で働くヘルパーなどの給与に関する調査結果を発表しました。全国の10万6777施

設から無作為に抽出し、有効回答を得た6973施設のうち、2

015年度新設の処遇改善加算金を受け取ったのは56%で、他の加算も含めて基本給を底上げするベースアップを行った事業所は22・4%にとどまりました。定期昇給が64・7%と一番多く、一時金の引き上げは29・6%でした。これらの施設で働くヘルパーなどの平均給与（15年9月）は前年同期比1万5170円増の30万5491円でした。

加算金は、ヘルパーらの処遇改善のため、施設が職員の賃金表などを策定することを条件に、1人につき月額1万2000円を上乗せ配分するものですが、賃金の抜本的引き上げにつながっていないことが明らかになりました。全産業の平均給与の月額33万3300円（15年6月時点）と比べると依然低い実態は変わっていません。